

石垣市火災予防条例の一部が改正されました！

平成 25 年 8 月に京都府福知山市の花火大会で発生した火災事故(死者 3 名、負傷者 56 名)を踏まえ、消防法施行令が改正され、国から示された条例(例)をもとに、対象火気器具等の取扱いの規定の整備、大規模な屋外催しに係る防火管理体制の構築の義務、対象火気器具等を使用する露店等の開設届出を義務付けることを内容とした条例改正を行いました。



1. 祭礼等の催しでの消火器の準備(条例第 18 条 他)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しを行う際に、**対象火気器具等**を使用する場合は、迅速な初期消火活動と被害拡大防止の観点から**消火器の準備が義務**となります。

※近親者によるバーベキューなど個人的なつながりによるものは**対象外**となります。

※**対象火気器具等**とは、下記のようなものです。

気体燃料を使用する器具 ⇒ ガスこんろ・ガスストーブなど

液体燃料 " ⇒ 自家発電機・石油ストーブなど

固体燃料 " ⇒ 薪ストーブ・かまどなど

電気を熱源とする器具 ⇒ 電気こんろ・電気ストーブなど



※使用する消火器は、腐食や破損がない等、適切なものを使用して下さい。

2. 「指定催し」として指定された催しの防火管理等(条例第 42 条の 2、第 42 条の 3)

屋外での催しのうち、大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので、火災が発生した場合に人命または財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めたものを「指定催し」として指定します。

なお、指定する場合は、あらかじめ催しを主催する者の意見を聴き、指定した際には、催しを主催する者に通知するとともに、掲示板への掲示やホームページ等により公示します。

また、「指定催し」を主催する者には、以下の **3 点**が義務付けられます。

- ① 防火担当者を定めること。
- ② 防火担当者に「火災予防上必要な業務に関する計画書」を作成させるとともに、当該計画書に基づく業務を行わせること。
- ③ 開催する 14 日前までに、「火災予防上必要な業務に関する計画書」を消防機関へ提出すること。

3. 対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合の届出(条例第 45 条)

祭礼、縁日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際し、対象火気器具等を使用する露店等を開設する場合は、消防機関へ「露店等の開設届出書」の届出が義務となります。

4. 罰則(条例第 49 条)

「指定催し」を主催する者に対して、「火災予防上必要な業務に関する計画書」を消防機関へ提出しなかった場合、罰則を科することを決めました。

※罰則・・・30 万円以下の罰金。

本条例の一部改正は、**平成 26 年 8 月 1 日から施行**されます。



お問い合わせ先: 消防本部予防課 82-0119